

特定建設作業に係る騒音・振動の規制基準

1号区域：第1種区域、第2種区域、第3種区域、
第4種区域のうち学校、病院等の敷地の周囲おおむね80mの区域
2号区域：指定地域のうち、第1号区域以外の区域

規制内容	区域の区分	規制基準
敷地境界基準値	両区域	85dB（騒音）、75 dB（振動）
作業禁止時刻	1号区域	19時~7時
	2号区域	22時~6時
1日当たりの作業時間	1号区域	10時間／日を超えないこと
	2号区域	14時間／日を超えないこと
作業期間	両区域	連続6日を超えないこと
作業禁止日	両区域	日曜日その他休日

新潟県県民生活・環境部【騒音・振動測定技術研修会資料】より抜粋